

令和5年11月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和5年12月6日～7日

場 所 第4委員会室

令和5年12月6日(水曜日)

委員 今村光雄
委員 黒岩保雄

午前9時58分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第6号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第34号 令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
- 議案第35号 令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・養豚農場における豚熱ワクチン接種等について
- 閉会中の継続審査について

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 殿所大明
 環境森林部次長(総括) 田代暢明
 環境森林部次長(技術担当) 松井健太郎
 環境森林課長 松浦好子
 環境管理課長 野口辰美
 循環社会推進課長 今村俊久
 自然環境課長 川畑昭一
 森林経営課長 松永雅春
 森林管理推進室長 永田誠朗
 山村・木材振興課長 二見茂
 みやざきスギ活用推進室長 笹山寿樹
 工事検査監 清藤勝也
 林業技術センター所長 池田孝行
 木材利用技術センター所長 上野清文

農政水産部

農政水産部長 久保昌広
 農政水産部次長(総括) 長谷川武
 農政水産部次長(技術担当) 日高義幸
 畜産局長 河野明彦
 農村振興局長 小野正寛
 水産局長 鈴木信一
 農政企画課長 原田大志
 中山間農業振興室長 梶原正太郎

出席委員(8人)

委員 長 安田厚生
 副委員 長 松本哲也
 委員 丸山裕次郎
 委員 野崎幸士
 委員 日高利夫
 委員 本田利弘

農業流通ブランド課長	大田直
農業普及技術課長	蛭原智子
農産園芸課長	黒木正理
畜産振興課長	水野和幸
家畜防疫対策課長	坂元和樹
農村計画課長	鳥浦茂
農村整備課長	城ヶ崎浩一
担い手農地対策課長	馬場勝
水産政策課長	大村英二
漁業管理課長	赤嶺そのみ
漁港漁場整備室長	小野勘治
工事検査監	内田豊光
総合農業試験場長	東洋一郎
畜産試験場長	林田宏昭
県立農業大学校長	松田義信
水産試験場長	西府稔也

事務局職員出席者

議事課主任主事	飯田貴久
総務課主任主事	森口浩司

○安田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

委員会の日程についてであります。日程案につきましては、御覧のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案に

ついて、部長の概要説明を求めます。

○殿所環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の3ページを御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案が4件、特別議案が5件であります。

予算議案につきましては、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」、議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」、議案第34号「令和5年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）」、議案第35号「令和5年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）」の4件であります。

特別議案につきましては、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のほか議案第17号～20号の「公の施設の指定管理者の指定」の4件の計5件であります。

4ページを御覧ください。

令和5年度環境森林部歳出予算（課別）についてであります。

この表は、議案第1号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

表のB列の第1号議案は、災害関連緊急治山事業に要する経費などの増額をお願いするものであります。

C列の議案第33号は、給与改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費の増額と国の経済対策に係る補正予算に対応するための経費をお願いするものであります。

今回の補正では、一般会計の表の右から4列目、補正額のF列の小計の欄にございますように43億2,948万9,000円の増額をお願いしており

まして、補正後の一般会計予算額は、その右側のとおり254億3,209万3,000円となります。

また、特別会計ですが、表の中ほどD列の議案第34号の11万5,000円、E列の議案第35号の73万4,000円につきましては、それぞれ給与改定に伴う会計年度任用職員の人件費の増額をお願いしておりまして、補正後の特別会計予算額は、補正後の額、G列の下から2番目のとおり12億3,683万円となります。この結果、補正後の予算額は、補正後の額、Gの列の一番下の合計欄のとおり、一般会計と特別会計を合わせて266億6,892万3,000円となります。

5ページを御覧ください。

繰越明許費補正（議案第1号関係）についてであります。

まず、追加であります。自然環境課と森林経営課の事業について、工法の検討などに日時を要したことや関係機関等との調整に日時を要したことから、翌年度への繰越しが必要となったものでありまして、合計で2億4,844万4,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に変更であります。自然環境課と森林経営課の事業について、工法の検討等に日時を要したことや用地交渉等に日時を要したことによるもので、表の繰越額、補正後の合計の欄にありますとおり、合計で22億4,476万7,000円に繰越額の変更をお願いするものであります。

6ページを御覧ください。

次に、繰越明許費補正（議案第33号関係）についてであります。

まず、追加であります。自然環境課と森林経営課の事業について、国の補正予算の関係により工期が不足し、翌年度への繰越しが必要となったものでありまして、合計で22億3,378万7,000円の繰越しをお願いするものでありま

す。

次に、変更であります。自然環境課と森林経営課の事業について国の補正予算の関係などにより工期が不足し、翌年度への繰越しが必要になったものでありまして、合計で23億1,096万5,000円に繰越額の変更をお願いするものであります。

7ページを御覧ください。

債務負担行為補正（議案第1号関係）の追加についてであります。

これは、後ほど特別議案で説明します指定管理者制度に基づく債務負担行為の追加を4件、お願いするものであります。

私からの説明は、以上であります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○安田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦環境森林課長 常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

議案第33号、34号、35号のうち、人件費に係る補正予算について環境森林部全体を一括して御説明いたします。

今回の補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正並びにこれに準じた会計年度任用職員の人件費の補正でありまして、所要額を課別に計上しております。

環境森林部の補正額は、表の右から2列目、補正額E欄の一番下にありますように3,763万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、その右側の欄にありますように19億1,534万8,000円となります。

続きまして、環境森林課の補正予算について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

当課の議案第1号に関する補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で7,500万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり、31億4,797万9,000円となります。

11ページを御覧ください。

(事項)地球温暖化防止対策費の説明欄の1、「県有施設LED照明導入事業」については、次の12ページからの資料で御説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

「県有施設LED照明導入事業」、予算額は7,500万円であります。

事業の目的ですが、温室効果ガスの削減効果が高い照明のLED化を県有施設においてリース方式により取り組むものであります。

事業の概要ですが、対象施設は、林業技術センターなど、10施設を予定しております。

13ページをお願いします。

「現状と課題」ですが、事業所としての県庁が排出する温室効果ガスについて、2030年度までに基準年度の2013年度比で39.8%削減する目標を設定しておりますが、現状からのさらなる削減には、省エネ効果の高いLED照明への更新が不可欠となっております。そのため、「事業内容及び効果」の事業スキームに記載しておりますように、国の交付金を活用して工事費の2分の1を補助することにより、補助がない場合よりも安価にリース契約を締結いたしまして、照明のLED化を図ることとしております。

右側の図にありますとおり、一般的にLED

照明に更新いたしますと、電力使用量は約半分になる省エネ効果があるとされております。

前の12ページにお戻りください。

(3)、成果指標としまして、温室効果ガス排出量を年間120トン、光熱費で年間670万円の削減効果を見込んでおります。

事業の期間は、令和5年度の単年度となっております。

続きまして、議案第33号に関する補正予算について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で9,689万7,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり、32億4,487万6,000円となります。

15ページをお願いします。

職員の人件費給与改定に伴う補正につきましては、課ごとの説明は省略させていただきます。

中ほどの(事項)地球温暖化防止対策費の説明欄の1、「省エネ家電導入支援事業」につきましては6,900万円の増額をお願いしております。

この事業は、国の物価高騰対策の臨時交付金を活用して6月補正予算で実施しております一定の省エネ基準を満たした冷蔵庫やエアコンを購入された県民を対象に、購入金額に応じて1万円から3万円のギフトカードを交付する事業でございます。

当初の予定を上回る応募があり、また国の経済対策で追加補正がございましたので、それを活用し、増額をお願いするものであります。

事業の期間は、令和5年度の単年度となっております。

○野口環境管理課長 環境管理課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の18ページを御覧ください。

補正額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で721万5,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、3億6,036万3,000円となります。

19ページへお進みください。

資料中ほどの(事項)水質保全費の説明欄の1の事業内容につきましては、次の20ページからの資料で説明させていただきます。

20ページをお開きください。

新規事業「県内河川等におけるPFAS存在状況緊急調査事業」、予算額は721万5,000円であります。

事業の目的は、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物PFASについて県内全域の河川や地下水を網羅的に調査することで、存在状況を把握したいと考えております。

21ページの現状と課題を御覧ください。

PFASは、水や油をはじきやすく、熱に強いという性質があることから、半導体、泡消火剤、フライパンなどを製造する過程で使われてきたものでありますが、環境中で分解されにくく、生物への蓄積性が高く、発がん性などの有害性が懸念されており、近年、全国各地の河川や地下水から検出され、不安が広がっているところであります。

国のほうでは、このPFASの有害性に関する科学的知見の集積等を行い、今後、水環境中の目標値等の在り方等を検討することとしており、国の専門家会議においては、都道府県等に対し、環境モニタリングを強化するよう方針が示されたことから、今回、県内全域の調査が必要と考えております。

20ページにお戻りください。

事業の概要であります。県内の河川・地下水を対象として1万種類以上あるとされるPFASのうち、PFOS、PFOA、PFHxSという3つの物質について河川・地下水合わせて全市町村をカバーする152地点——21ページの地図に示した地点で調査をしようと考えております。

米印にありますように、今回の調査で、国が設定した指針値を超えた地点については、汚染源の調査や飲用水としての利用に対する指導などを行う方針でございます。

事業の仕組みとしましては、現在、何十年にもわたり河川・地下水の水質監視を行っており、これら3つの物質を調査項目に加えて、委託して実施したいと考えております。

事業の期間は、令和5年度の単年度で考えております。

○川畑自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の26ページを御覧ください。

議案第1号の自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額欄にありますように、一般会計で9億4,500万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように46億8,610万6,000円となります。

27ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)緊急治山事業につきまして9億4,500万円の増額をお願いしております。

この事業は、説明欄にありますように、台風第6号により、被災した高原町竹屋敷地区ほか4か所について復旧整備を行うものであります。

28ページを御覧ください。

次に、議案第33号の追加補正予算の自然環境課の補正額は、左から2列目、補正額欄にあり

ますように、一般会計で8億4,296万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように55億2,907万4,000円となります。

補正の主な内容について説明いたします。

29ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)山地治山事業につきまして7億9,470万円の増額で、国の補正予算に伴う補正であり、山地災害危険地区対策を優先して講じる必要がある箇所に配分を行うこととしております。

その下の(事項)県単治山事業費は、2,100万円の増額であり、治山施設計画調査事業の増に伴う補正であります。

30ページを御覧ください。

(事項)盛土防災総合推進費は、2,444万8,000円の増額であり、国の補正予算に伴う補正であり、既存盛土の基礎調査を行うものであります。

○松永森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の32ページを御覧ください。

当課の議案第33号、34号、35号に関する補正額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして23億5,864万3,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして128億752万2,000円となります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

34ページを御覧ください。

一番上の(事項)森林整備事業費につきましては、22億933万9,000円の増額であり、これは森林所有者等が行う造林、保育などの森林整備を支援するものであります。

中ほどの(事項)森林環境保全整備事業費は、1億4,700万円の増額であり、これは森林施業に必要な林道整備を2路線において前倒しで進め、早期の事業効果の発現を図ることとしております。

○安田委員長 執行部の説明が終わりました。

議案について質疑はありますか。

○丸山委員 「県有施設LED照明導入事業」について、林業技術センター、保健所、福祉こどもセンターが挙げられているんですが、これで全ての施設のLED化が進むと理解しているのか、それともほかにLED化が進んでいない施設がまだあるのか、どちらなのでしょう。

○松浦環境森林課長 施設全体のLED化ということではよろしいでしょうか。それぞれの施設ごとということでしょうか。

○丸山委員 ほかの施設もまだあるんじゃないかなと思ったものですから、全ての施設のLED化が今年終わるのかと。

○松浦環境森林課長 いえ、県有施設全体としましては、LED化を今から進めるところでございまして、現在、LED化が進んでいるのは、全体の4分の1程度でございまして。今後、順次、計画的にLED化を進めていきたいと考えております。

○丸山委員 この13ページの温室効果ガスの削減目標では2030年までに40%近く削減するということですが、2030年までには全てLED化ができるという方向なのか。LED化されているのが4分の1で、あと4分の3が残っていますので、いつぐらいに終わると理解すればよろしいでしょうか。

○松浦環境森林課長 県有施設のLED化につきましては、今年度、事業所としての県庁の脱炭素の取組をまとめようと考えておりまして、

地球温暖化対策の実行計画を策定することとしております。

この計画の中で、県庁全体のLED改修を推進する旨について検討することとしております。国の交付金ですとか、起債等を活用しながら計画的に進めることとしております。

○丸山委員 あと県に関係する学校とか、警察も含めてのことなのか、教えてください。

○松浦環境森林課長 先ほど申し上げました計画には、県の関係の教育施設ですとか、警察等も含んだ形で計画を立てることとなっております。

○丸山委員 どこかの会議で岸田総理が言ったように、地球温暖化は非常に切迫しているものから、地球温暖化防止の取組はしっかりと取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。

○日高委員 もう一回確認しますが、これは環境森林部の中で今回、LED化をやられているということですか。それとも県全体も今回、いろんな部で同様のLED化の補正が出ているんですか。

○松浦環境森林課長 先ほど申し上げました4分の1というのは、県庁全体の4分の1でございます。先ほど日高委員がおっしゃいましたとおり、ほかの部局で予算を取ってLED工事を進めているところもありますけれども、環境森林部の予算で国の再エネ推進交付金を活用した事業として取り組むのが今回の7,500万円の事業となっております。

○日高委員 はい。分かりました。

○黒岩委員 LEDをリース契約されることのメリットとリース期間が何年間なのか教えてください。

○松浦環境森林課長 リース方式を導入するこ

ととした経緯としましては、今回、国の再エネ推進交付金の追加内示がございまして、その予算を使うことから年度内に事業を終了させる必要がございまして、仮に、県の直営の営繕工事をつける場合には、設計をしたり、入札をかけたりと、かなり時間がかかって年度内に終了しないということもございまして、リース方式を選定したところでございます。

また、リース期間は10年で予定しております。

○丸山委員 リース対応するのは県内の事業者なのか、県外の事業者と契約してしまったら意味がないのかなと思ったりしているもので、その辺の発注の在り方とかは、どんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○松浦環境森林課長 発注は、企画コンペという形で企画提案型で事業者を選定することとしております。実は、事前準備ということで、企画コンペのほうは実施しているんですけれども、その中では、先ほど委員が御指摘されておりましたように、県内事業者の活用についても十分考慮しながら、事業者の選定を行っているところでございます。

○丸山委員 今回、対象を一括して発注されるということではないのでしょうか。

○松浦環境森林課長 一括しての企画コンペでございます。

○丸山委員 できるだけ地元の事業者が入札に参加できるような形で、しっかりと考えていただくようお願いしたいと思っております。

○日高委員 「省エネ家電導入支援事業」について、当初は9月からという計画を7月に前倒ししていただいてありがとうございました。結構、人気があったんですね。

補正前の額が7億8,200万円ですが、現時点では、どれぐらい残額があるんですか。

○松浦環境森林課長 6月補正で1億5,000万円の予算をお願いいたしまして、ほぼ全額、執行する予定でございます。

○日高委員 分かっているだけでいいですけども、冷蔵庫とエアコンはどのくらいの割合で申請があったんですか。

○松浦環境森林課長 6月補正の実績なんですけれども、現在、取りまとめ中ではございますが、現時点で把握しております補助対象となるものが4,100件程度です。

冷蔵庫とエアコンと重複して申請された方もいらっしゃるんですが、冷蔵庫が2,800台ぐらい、エアコンが1,400台ぐらいで、大体、冷蔵庫とエアコンが2対1という割合でございました。

○日高委員 補正額は約7,000万円ですが、どのくらいの申請件数があると見込みを立てているんですか。

○松浦環境森林課長 今回の追加補正では、募集期間が前回の半分ぐらいになりますので、申請件数としては、1,800件程度を見込んでおります。

○日高委員 申請期間はいつまでになるんですか。

○松浦環境森林課長 予算の執行状況を見ながら調整していくことになっていきますけれども、1月の末から2月上旬ぐらいになるんじゃないかと想定しております。

○日高委員 当然、予算いっぱいになったらもうそこまでですよ。

○松浦環境森林課長 委員がおっしゃるとおり、予算を消化するまでの事業となります。

○日高委員 単年度事業で、人気があったという話でしょうが、例えば申請上で問題があったことは何かありますか。当初の計画とは違って、申請上で改善した点とか、それとも、当初の計

画とおりに、スムーズにうまく流れていったのか。

○松浦環境森林課長 申請時のトラブルとしては、今回、一定の省エネ基準をクリアしたものを対象にしておりますけれども、その基準に満たないもので申請をされる場合がございます。

○日高委員 基準に満たないということになると、それは申請した個人というより、販売側の問題になるわけですか。こちらからの啓発に問題があったのでしょうか。

○松浦環境森林課長 チラシ等を使って啓発もしておりますし、家電量販店にも御説明しているところなんですけれども、申請される方が勘違いされたりですとか、十分御理解いただけない点もあったのではないかと考えております。

○安田委員長 じゃあ、うまく行ってスムーズに流れたということですね。

○黒岩委員 このギフトカードの使える範囲について、県内だけでしか使えないのか、県外も使えるのか、どういったものなんでしょうか。

○松浦環境森林課長 今回、ギフトカードは、JCBのギフトカードを使用しましたので、全国、JCBが使えるところでは使用できることとなっております。

○黒岩委員 要望なんですけど、今、市町村が地元で使える商品券事業をやっていますから、こういったものについては、事務手続等の煩雑化はあると思いますけれども、そういった地元への配慮を今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○今村委員 P F A Sは1万種ほどあるということですが、この中からこの3つについて測定を行うということなんですけれども、この3つに選定した理由は、国の指示があったからということなんでしょうか。

○野口環境管理課長 PFASは、1万種類以上あると言われているんですけども、その中で、特にPFOA、PFOS、PFHxSというのが先行して使われていまして、毒性も疑われるというところで、この3つをまず調べていこうと。そのうちPFOAとPFOSについては、今現在、50ナノグラムパーリットルという暫定指針値が設けられておりまして、順次、PFHxSについても基準が設けられていくのだろうと思います。

今後、国のほうでは、科学的知見の集積を行っていきまして、第4、第5、第6のPFASというのが出てきて、それがどこまで続くかは分からないんですけども、この3つをまず調査しようということでございます。

○今村委員 今後も定期的に調査していくかどうか、まだ不透明ということですか。

○野口環境管理課長 一応この事業は、単年度で考えているんですけども、定期的にと言いますと、令和6年度以降もということですか。

○今村委員 はい。

○野口環境管理課長 まず、この3つの物質については、製造や輸入が大分前から規制されております。2009年度からやっている国の全国的な調査によりまして、減少傾向にあるということで、令和5年度に一度、全部調べておけば、まずこの物質は供給されていませぬので、状況がつかめると考えています。

来年度以降につきましては、通常の既定予算の中で、ローリング調査と言いますけれども、5年から10年程度かけて順次、やっていこうと考えております。

○本田委員 測定地点が6地点から152地点ということですが、6地点に関してはもう既に測定が進んでいる状態なんですか。

○野口環境管理課長 6地点の調査は済んでおります。実は、この調査は、そもそも県と宮崎市の両方でやっているんですけども、この6地点については、宮崎市が調査しているところでございます。去年、一昨年と同じ6地点でやっているんですけども、過去2年間においてPFASは基準値以下で、検出されなかったという状況でございますので、この6地点については多分、今年も検出はされないだろうと思っております。

○本田委員 21ページの測定地点ですけども、河川に多いんですが、割とまばらというか、五ヶ瀬川流域や綾町、国富町は非常に測定地点が多いんですけども、測定地点の選定理由というのは何かあるのでしょうか。

○野口環境管理課長 PFASの測定は、特別なことではなくて、私どもは何十年も河川や地下水について調べております。

河川につきましては、環境基準点が79地点、それと地下水については、5~10キロメッシュで、県内を5年程度かけて調べていっているんですけども、その中でBOD、ヒ素、亜硝酸性窒素といったものを調べています。今の監視体制が既にあって、そこに項目としてPFASを加えるということで、このような測定地点になっています。

入郷の辺りがすかすかになっていますけれども、こういったところは、人口も少なくて井戸もあまり存在していない。宮崎市と日南市の間もあまり人はいないかと思うんですけども、そういった理由で少しすかすかとなっているところはあろうかと思えます。

○本田委員 工場とかの立地に合わせてなのかなと思ったんですけども、そうではないということですね。

企業誘致や工場誘致とかにに関して、風評とかの影響が出るものなんでしょうか。

○野口環境管理課長 これは検出された場合と
いうことですか。

○本田委員 いえ。こういう調査をやることで
も風評が出てくるのではないかなど。

○野口環境管理課長 この調査については、全
国的にいろいろな自治体でもやられていますし、
先ほど申し上げましたとおり、化学物質という
のは、いろいろございまして、このPFASが
今、非常にクローズアップされているんですけ
れども、過去においては、ダイオキシンであつ
たりとか、フロンであつたりとか、PCBであつ
たりとか、いろいろございました。そういった
ものと同列とは言いませぬけれども、一つの化
学物質ということで、全国的に調査されるもの
でございまして、風評には当たらないと考
えております。

○本田委員 工場の誘致とかに影響するとま
ずいなと思ったものですから、御質問させて
いただきました。

○日高委員 変なことを言うかもしれませんが、
今の課長の話を知っていると、以前からもこ
ういう調査をやっているの、そんなに心配な
いんですと聞こえます。僕は、そういう印象も
受けたんです。

資料の21ページに、近年、全国各地で急速に
不安が広がっていると記載されているのと矛盾
しているような印象を受けますが、あんまり心
配しなくてもいいですよという話になるん
ですか。

○野口環境管理課長 言葉足らずで申し訳
ございませんでした。

PFASについては、国際的にはいろいろ害
があるという研究結果もありますが、日本国内

においては、まだ国のほうで科学的知見の集
積中であり、どの程度害があるのかというところ
までは、十分立証されておられません。

まず今、PFASが非常に社会的な問題にな
っていますので、全て網羅的に調べていって
はつきりしていこうと。宮崎県においては、
PFASを過去に製造をしていた企業はござ
いませぬ。使用していたところは当然あるか
と思うんですけども、全ては把握はしてい
ないんですが、ここ10年ぐらひは、もう
ずっと使用されていないという状況です。

ただ、残留性が非常に高いものでござ
いまして、私ども行政では多分大丈夫だろ
うということとは通用しませんので、一度
しっかり調べて白黒はつきりさせて、黒
だということであれば、周辺の調査を
して原因の究明をしていかなければ
いけないということでは先ほど、少し
説明が足りなかったことについては御
容赦願ひます。

○松本副委員長 製造していた企業がない
という説明だったんですけども、佐賀
県で肥料に下水汚泥を散布したところ
の濃度が高かったという事例があつた
と思うんです。今回の152地点の中
には農地とかも含まれていませんか。

○野口環境管理課長 まず、あくまでも
これは水を調べる調査でございまして、
河川と地下水が対象ということで、
農地は含まれておりませぬ。ただ、
農地には雨も降りますし、それが川
に流れていきます。そして地下にも
浸透するでしょうし、そういった
広い意味で、この調査は行います
ので、その農地等からどの程度
流出するのか、PFASが入っている
のかどうかも分からないん
ですけども、そういう広い意味
の調査でございまして、御理
解いただければと思います。

○松本副委員長 分かりました。そのよ
うなこ

とも報道されておりますので、今回は課長がおっしゃられるように、河川・地下水を対象とした調査でありますけれども、農地にPFASが含まれた場合、野菜等からの摂取とかが考えられますので、今後、また調査がありましたときには、ぜひ御検討いただきたいなと思っております。

○野口環境管理課長 今現在、野菜等の基準は設定されていないんですけれども、今後、国の動向や他県の取組について、十分アンテナを張って情報を集め、必要に応じて適切に対応していきたいと考えております。

○松本副委員長 残留性が高いということですので、ぜひお願いしたいと思います。

それともう1点、消防での化学消火剤等について、1年の消費期限が過ぎると訓練等で使っているところがあると認識しておりますけれども、化学消火剤については、何か情報をお持ちでしょうか。今はPFASが含まれていないとか、国の考え方などありましたら教えていただけないでしょうか。

○野口環境管理課長 大体このPFASが使われているのは、今、委員がおっしゃいましたとおり、消防本部であったりか、消防局なんですけれども、これにつきましては、全て処分が終わったと聞いております。

○松本副委員長 分かりました。

最後に、過去に消化訓練等で使用していた地点もあると聞いておりますが、残留性が高いものであるなら、地点が確認できれば調査すべきじゃないかなと思っておりますが、そういったことに関しては何か把握されていらっしゃいますか。

○野口環境管理課長 申し訳ございません。具体的な地点までは把握していませんが、今回の調査は、どこかをターゲットにした調査で

はないということをまず申し上げておきます。例えば、自衛隊の排水溝を調べるとか、どこかをターゲットにするわけではありません。この物質は残留性が高く、非常に長距離移動性がありますから、県内の状況を広く、今どういう状況なんだというところを捉えていく調査でございます。

ただ、個別にそのような事例があって、事実が確認できれば、そこは個別に関係機関と調整しながら調査を検討していかなければいけないんだろうとは思いますが、現時点では、あくまでも広い意味の環境調査だということをお理解いただければと思います。

○丸山委員 予算が成立したら、どれくらいで調査を完了して公表できると認識すればよろしいのでしょうか。

○野口環境管理課長 予算が成立した後のスケジュールですけれども、まず調査は1月中旬から始めたいと思っております。もしかしたら1月上旬からになるかもしれませんが、3月下旬までには、6地点を除いた146地点の調査を終わらせたいと思っております。

公表につきましては、PFASの記事は全国的に結構出ており、昨日も新聞に出ていたかと思うんですけれども、調査地点が150地点ほどございますので、50地点の調査が終わった時点で中間報告ができればいいかなと。次に100地点、最終的に、何とか3月中に全て公表できればいいかなと考えています。

公表はホームページでやっていって、場合によってはプレスリリースも考えております。

そして、実際に基準値を超過した場合には、井戸であれば所有者にも確認をして、公表の仕方とかも含めて調整をした上で、中間報告ではなく、できるだけ速やかに、随時、公表でき

ばいいかなと考えております。

○丸山委員 ぜひ、速やかに公表を含めてやっていただきたいと思っております。あと、ちなみに、この検査は宮崎県内で検査ができるものなのか。P F A Sということで特別なものだから、どこか別のところに送って検査をしないとイケないものなのか。どこで検査できると認識すればよろしいでしょうか。

○野口環境管理課長 この検査については、宮崎県内の民間業者のほうでできますので、こちらをお願いをしようと思っております。

先ほどから申し上げていますように、環境管理課ではもう数十年にわたってヒ素とかB O Dとかに関する県内の水質の状況を把握しているわけです。その業者に同じポイントでやってもらったほうが費用的にも抑えられますので、その業者を今のところ想定しております。

○安田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。

○川畑自然環境課長 常任委員会資料の40ページを御覧ください。

議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

2の改正内容の(1)にありますように、森林法の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

41ページを御覧ください。

6の森林法に係る知事権限の事務の一部を既に都城市と日南市に移譲しておりますが、森林法の改正に伴い、(7)、第30条の第1項の事務、保安林の指定等の告示について、市町村の事務所に掲示することに加え、インターネット等に

より公衆の閲覧に供することが追加されたことから、新旧対照表の右に記載のとおり、閲覧を追加するものであります。

40ページにお戻りください。

1の改正の理由の(2)にありますように、住民の利便性の向上及び事務処理の効率化等の観点から、2の改正の内容の(2)にあります、森林法に基づく保安林の指定等に関する知事権限に属する事務について、今回、取扱いを希望する美郷町に権限を移譲するものであります。

41ページを御覧ください。

美郷町に移譲する事務については、新旧対照表の右側下段から資料の47ページにかけて、右側に記載している事務となります。

これらの主な事務の内容は、保安林の指定、解除及び指定制限の変更に関するもので、41ページの新旧対照表の右側下段の6の2の(1)、(2)、42ページの(3)から(9)、43ページの(10)から(15)、44ページの(16)から(21)、45ページの(22)から(24)までの事務が保安林指定、解除、指定要件の変更に関するものになります。

さらに、(25)から46ページの(32)までは保安林内の作業許可や伐採許可、間伐届の受理等の許認可事務、(33)から47ページの(44)までは保安林の監督処分や標識の設置、保安林台帳の保管等の事務、47ページの3段目の6の4、5段目の6の6の立木の伐採許可などに関する事務であります。

40ページにお戻りください。

一番下、3の施行期日につきましては、令和6年4月1日からの予定であります。

○松永森林経営課長 私からは、議案第17号「公の施設の指定管理者の指定」について御説明させていただきます。

常任委員会資料の48ページを御覧ください。

本議案は、美郷町にあります宮崎県林業技術センターの指定管理者の指定について議決をお願いするものであります。

当該施設は、1の施設の概要の設置目的にありますとおり、林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設並びに森との触れ合いの場を提供するための施設であります。

2の次期指定管理候補者は、現指定管理者と同じ、公益社団法人宮崎県森林林業協会であります。

3の指定期間は、来年4月1日から5年間でございます。

49ページを御覧ください。

4の選定概要ですが、(1)の公募の状況は、7月6日から2か月間募集を行いましたところ、申請は1団体のみでありました。

(2)の①、審査の流れとしましては、申請を受け付けた後、書類審査を施設所管課で実施し、次に、指定管理候補者選定委員会で②の外部委員5名により審査を実施していただきました。

その後、指定管理候補者選定会議による確認後、県において指定管理候補者を選定いたしました。③が県に設置しました選定会議の委員であります。

50ページを御覧ください。

選定委員会と選定会議では、④の選定基準等に沿って採点を行いました。

51ページを御覧ください。

(3)が審査結果及び選定理由になります。

①の選定委員会の審査結果は、委員合計で500点満点中386.4点、②の選定会議の確認結果は、100点満点中75.4点でありました。

③の選定理由は、アの選定委員会の審査、選定会議の確認の結果、共に最低基準点以上であること、イの施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、ウの施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いことから、公益社団法人宮崎県森林林業協会を次期指定管理候補者として選定したところであります。

申請者の事業計画書の主な内容につきまして、5の指定管理者からの提案内容にまとめております。

(1)の指定管理料ですが、左側の表を御覧ください。指定管理料提案額は、年額で3,147万円、指定期間(5年間)の計では、1億5,735万円となります。その下の欄の基準価格(5年間)の計、1億5,743万5,000円が議案第1号でお願いしております債務負担行為補正追加の限度額となります。

また、当施設内には、研修に参加した方が宿泊可能な研修寮があるため、その利用料金収入提案額は、右側の表のとおり、5年間で305万5,000円となっております。

52ページを御覧ください。

先ほどの指定管理料や利用料金収入の提案額を収入とした収支計画は、(2)のとおりとなります。

53ページを御覧ください。

(3)の県民サービスの向上等では、②の森の科学館の窓口にアンケート用紙と回収箱を設置し、利用者からの感想や意見を収集し、幅広い意見や要望を把握することや、④のこれまでの主催事業等で得られた経験と参加者からの意見、要望等を踏まえ、参加者ニーズに応えられるように運用することなどが提案されているところでございます。

○松浦環境森林課長 常任委員会資料の54ページをお願いいたします。

議案第18号の川南町にあります、宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定について御説明します。

なお、説明に当たりまして、先ほどの林業技術センターと重なる部分につきましては省略させていただきます。

川南遊学の森は、1、施設の概要の設置目的にありますとおり、県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森との触れ合いの場を提供するための施設であります。

2、次期指定管理候補者は、現指定管理者と同じ、公益社団法人宮崎県緑化推進機構であります。

3の指定期間は、来年4月1日から5年間でございます。

55ページを御覧ください。

4の選定概要ですが、(1)のとおり、7月6日から2か月間募集を行ったところ、申請は1団体のみでありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法は、先ほどの林業技術センターと同じとなります。

57ページを御覧ください。

(3)審査結果及び選定理由ですが、①の選定委員会の審査結果は、委員合計で500点満点中350点、②の選定会議の確認結果は、100点満点中71.2点でありました。

③の選定理由は、アの最低基準点以上であること、イの施設の管理運営能力に加え、ウの施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされていることから、公益社団法人宮崎県緑化推進機構を次期指定管理候補者として選定したところでございます。

5の(1)指定管理料ですが、指定管理料提

案額は、年額で716万5,000円、指定期間(5年間)の計では、右側の3,582万5,000円となります。

また、その下の段の基準価格(5年間)の計、3,582万5,000円が議案第1号でお願いしております債務負担行為補正追加の限度額となります。

58ページを御覧ください。

この指定管理料を収入とした収支計画は、(2)の表のとおりでございます。

59ページを御覧ください。

(3)の県民サービスの向上等では、①、施設に設置した意見箱や主催講座の参加者に対するアンケート調査等による利用者ニーズの把握、

②、ホームページやチラシ配布による積極的な広報活動や利用許可申請書の簡便化などが提案されております。

○永田森林管理推進室長 私からは、議案第19号と20号の2つの公の施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

それでは、常任委員会資料の60ページをお開きください。

議案第19号の小林市にあります、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定について御説明します。

なお、説明に当たり、林業技術センターと重なる分につきましては、説明を省略させていただきます。

当該施設は、1の施設の概要の設置目的にありますように、県民の森林レクリエーションなどの場を提供するための施設であります。

2の次期指定管理候補者は、現指定管理者と同じ、公益社団法人宮崎県森林林業協会であります。

61ページを御覧ください。

4の選定概要ですが、(1)のとおり、7月6日から2か月間募集を行ったところ、申請は1団体のみでありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法は、宮崎県林業技術センターと同じですので省略いたします。

63ページを御覧ください。

(3)の①の選定委員会の審査結果は、委員合計で500点満点中388.9点、②の選定会議の確認結果は、100点満点中81.3点でありました。

③の選定理由は、アの最低基準点以上であること、イの施設の管理運営能力に加え、ウの施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされていることから、公益社団法人宮崎県森林林業協会を次期指定管理候補者として選定したところであります。

5の(1)の指定管理料ですが、左の表を御覧ください。

指定管理提案額は、年額で3,280万円、指定期間(5年間)の計では、右側の1億6,400万円となります。

また、その下の段の基準価格(5年間)の計、1億6,441万円が議案第1号でお願いしております債務負担行為補正追加の限度額となります。

また、当施設内には、有料施設であるオートキャンプ場があるため、右側の表にありますとおり、利用料金収入があり、その利用料金収入提案額は、5年間の計で1億8,000万円となっております。

64ページを御覧ください。

この指定管理料や利用料金収入の提案額を収入とした収支計画は、(2)のとおりでございます。

65ページを御覧ください。

(3)の県民サービスの向上等では、②の主

催事業を通じた森林環境学習の実施や③の各団体や地域と連携したイベントの開催、⑤の5つ星認定を受けたことを契機とした県内外でのプロモーションの強化などが提案されております。

次に、66ページを御覧ください。

議案第20号の宮崎高岡町にあります、「宮崎県諸県県有林共に学ぶ森」の指定管理者の指定について御説明します。

なお、先ほどと同様に、林業技術センターと重なる部分につきましては説明を省略させていただきます。

当該施設は、1の施設の概要の設置目的にありますように、森林との触れ合いの場を提供し、林業の役割等を研修するための施設であります。

2の次期指定管理候補者は、現指定管理者と同じ、公益社団法人宮崎県森林林業協会であります。

67ページを御覧ください。

4の選定概要につきましては、(1)のとおり、7月6日から2か月間募集を行ったところ、申請は1団体のみでありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法は、林業技術センターと同じですので省略します。

69ページを御覧ください。

(3)の①の選定委員会の審査結果は、委員合計500点満点中364.3点、②の選定会議の確認結果は、100点満点中71.1点でありました。

③の選定理由は、アの最低基準点以上であること、イの施設の管理運営能力に加え、ウの施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされていることから、公益社団法人宮崎県森林林業協会を次期指定管理候補者として選定したところであります。

5の(1)の指定管理料ですが、指定管理提案額は、年額で286万5,000円、指定期間(5年

間)での計は、右側の1,432万5,000円となります。

また、その下の段の基準価格(5年間)の計、1,433万5,000円が議案第1号でお願いしております債務負担行為補正追加の限度額となります。

70ページを御覧ください。

この指定管理料を収入とした収支計画は、(2)のとおりとなります。

71ページを御覧ください。

(3)の県民サービスの向上等では、②の参加者のニーズに合わせた新たな主催事業の開催や③のSDGsの趣旨に関連づけた森林環境学習の実施などが提案されております。

○安田委員長 特別議案についての説明が終了いたしました。

特別議案について質疑はありませんか。

○丸山委員 美郷町に保安林関係の事務を権限移譲するようですけれども、美郷町には十分対応できる技術者の職員がいると県のほうは認識していると思うんですが、技術者の職員の状況を教えてください。

○川畑自然環境課長 美郷町に権限移譲すると、当然、事務量が増えますので、技術者の職員の対応が必要かと思っております。

職員につきましては今、検討中ございまして、美郷町におきまして体制を整えると伺っております。

また、当然、事務の指導等が必要となると思いますので、県のほうでしっかりサポートしていきたいと考えております。

○丸山委員 技術者がいると認識しているということでもよろしいでしょうか。

○川畑自然環境課長 ちょっと把握していないところですが、当然、指導が必要だと思

いますので、県のほうでサポートしていきたいと考えております。

○丸山委員 市町村は、そういう技術者のマンパワーが足りないことがよくあるものですから、しっかり対応できるようにお願いします。できるのであれば、ほかの市町村にとってもモデルになるんじゃないかなと思っております。

美郷町には林業大学校があって、非常に頑張っているところであると認識しているんです。ぜひ、技術者の育成ができるようにお願いします。

○黒岩委員 部長にお伺いしたいですけれども、指定管理者の公募で公平性や競争の原理を考えたときに、全ての施設が1団体しか応募がないということについて、その原因は何なのかということと、それに対する部長の所感をお願いします。

○殿所環境森林部長 本来、公の施設の指定管理者の指定については、たくさんの方に応募していただいて、競争性がある、内容の工夫とかをしっかりと見ていくべきだとは思っています。それが本来の趣旨であろうとは思っております。私どもも市町村であるとか、いろんなところに協力をいただいて広報をしまいましたが、結果として、こういう状況でした。これまで何期かにわたって続けてやっておられますので、やはり、そこには新しい事業者が参入することの難しさであるとか、そこが一番という認識があるのか、応募されなかった事業者の認識までは分かりませんが、そういった問題はあるのかなと思っております。

今回、このような状況はもともと懸念されましたので、広報には相当力を入れたつもりではおりましたが、結果として、こういう状態になったと考えております。

○黒岩委員 これも全体的な話なんですけれど

も、収支計画の中に県に対する納付額がある場合とない場合とあります。恐らく、利用料金が発生するところは県の納付額があるのかなと思っておりますけれども、これは何か一定のルールがあってこの金額が出てきているのでしょうか。

○松永森林経営課長 県の納付額につきましては、利用料金収入がある施設につきまして、その利用料金を収入が上回った場合に、その2分の1を県に納付してもらう形になっております。ですから、料金を設定しまして、それ以上利用者を増やせば——2分の1は県に納付してもらいますけれども、2分の1は自分たちの収益になるということで、インセンティブをつけるという制度になっていると理解しております。

○黒岩委員 もう1つ、ひなもり台県民ふれあいの森について、ここはキャンプ場と、周辺に遊歩道とかいろんな施設があるんですけども、図面がなくてイメージが湧かないんですが、指定管理の対象施設はキャンプ場の中だけなんですか。それとも、周りの遊歩道とかいろんな施設がありますけれども、そこまで含まれているのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 周りに遊歩道とかもありまして、そういったところでクロスカントリなどの催しもしているので、そこも含めた形の指定管理になっております。

○黒岩委員 今、県内市町村の宿泊施設の指定管理では、指定管理料がゼロ円とかで、あとは自分たちで努力して頑張ってくださいよというところもあるんです。

今回、収入を生まない部分までの管理が入っているというところなんですけれども、できるだけ民間のノウハウで宿泊者がどんどん増えて、さらに、指定管理料の料金が下がるように新規

参入を促すとか、そういった努力をぜひお願いしたいと思います。

○安田委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 以上をもって、環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時24分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。

説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。

先月27日に開催されました第64回宮崎県畜産共進会乳用種牛の部には、お忙しい中、安田委員長に御出席いただきました。誠にありがとうございました。

4年ぶりに入場制限のない開催となり、出品者の栄誉を盛大にたたえることができました。また、令和7年度に北海道で全日本ホルスタイン共進会がございまして、こちらに向けての機運醸成にもつながったかと思っております。引き続き、御支援よろしくをお願いいたします。

また、次に、豚熱ワクチンの接種について御報告させていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当課長が御説明いたしますが、9月27日から豚熱ワクチンの接種を開始いたしまして、11月30日までに初回接種分のワクチン接種や認定農場へのワクチン

の交付が完了したところです。今後は、ワクチンの効果を確認するため、定期的に抗体検査を行ってまいります。

ただ、一方では御案内のとおり、日南市で高病原性鳥インフルエンザへ感染した野生のカモが確認されております。県内農場への家畜伝染病の発生リスクが非常に高まっている状況でございますので、引き続き、これらの家畜伝染病を農場内に侵入させないということで、関係団体と緊密に連携しながらさらに対策を強化し、常に危機感を持って取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案等について、座って説明をさせていただきます。

常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

目次でございますとおり、本日は、Ⅰの予算議案2件、Ⅱの特別議案1件、Ⅲの報告事項1件、Ⅳのその他報告事項1件がございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3ページを御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案についてでございます。

今回の予算議案は、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」と、国の補正予算等に伴い、昨日、追加上程させていただきました議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」の2議案でございます。

今回の補正予算は、一般会計の補正のみでありまして、議案第1号と第33号を合わせた補正額は、表の令和5年度の補正額の計の欄の上から2番目、網掛けがしてあるところにありますとおり、42億3,175万2,000円の増額をお願いしております。この結果、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の額は、その3つの右側

の欄の補正後の額の欄の一番上にありますとおり、477億1,060万2,000円となります。

4ページを御覧ください。

議案第1号の繰越明許費の追加についてであります。

「畜産基盤再編総合整備事業」ほか2事業について、実施主体において事業が繰越しになることなどの理由により、合計欄にありますとおり、2億8,523万3,000円の追加をお願いするものであります。

5ページを御覧ください。

同じく議案第1号の繰越明許費の変更についてでございます。

「公共土地改良事業」ほか3事業について、関係機関との調整等に日時を要したことなどの理由により、合計欄にありますとおり、11億2,200万円から21億4,980万4,000円への変更をお願いするものであります。

6ページを御覧ください。

こちらが議案第33号の繰越明許費の追加についてでございます。

「盛土防災総合推進事業」について、2,444万8,000円の追加をお願いするものであります。

7ページを御覧ください。

議案第33号の繰越明許費の変更についてであります。

「公共土地改良事業」ほか4事業について、合計欄にありますとおり、21億5,980万4,000円から60億2,484万3,000円への変更をお願いするものであります。

これらは、国の補正予算の関係等により工期が不足することなどの理由によるものでございます。

8ページからが今回の9月補正事業の説明資料でございますので、詳細につきましては、こ

の後、担当課長から説明させていただきます。

もう一度、2ページの目次をを御覧ください。

ただいま予算議案を説明しましたが、Ⅱの特別議案につきましては、議案第9号「工事請負契約の変更について」の1件であります。後ほど担当室長から説明させていただきます。

次に、Ⅲの報告事項、損害賠償額を定めたことについて並びにⅣのその他報告事項、養豚農場における豚熱ワクチン接種等について、それぞれ報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○安田委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

こちらは、議案第33号でお願いしております補正予算のうち、各課ごとに計上している人件費を取り出して、まとめて記載したものでございまして、農政水産部全体を一括して御説明させていただきます。

太囲いになっております補正額は、人事委員会勧告に基づく、職員の給与改定等に伴う人件費の補正額でございまして、主な補正の内容は、給料等の毎月支払われる給与が0.97%の引上げ、特別給、いわゆるボーナスのうち、勤勉手当が年間で0.1月分の引上げとなっております。

今回の補正では、一般の職員に準じて行う会計年度任用職員の給与の改定分につきましても所要額をお願いするもので、太枠の一番下に記載しておりますとおり、一般の職員と会計年度任用職員を合わせた農政水産部の人件費の補正

額は、1億6,352万5,000円となっております。

○蛭原農業普及技術課長 常任委員会資料の14ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1億6,784万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、45億3,547万円となります。

それでは、主な内容について説明いたします。15ページを御覧ください。

3番目の(事項)原油価格・物価高騰等対策事業費の説明欄の1の事業につきましては、後ほど説明いたします。

次の説明欄の2、「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」6,801万円です。

本事業は、国際情勢等の影響により、価格の高騰が続いているビニール等の農業用資材について、価格上昇分の一部を支援することで農業者の負担軽減を図るものであり、事業要望の増加に伴い増額するものです。

18ページを御覧ください。

「堆肥等利活用促進緊急体制整備事業」でございます。

予算額は、4,592万円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、化学肥料の価格高騰等に対応するため、化学肥料から堆肥等への転換を促進し、堆肥利用に必要な体制整備を支援するものであります。

事業概要について、19ページを御覧ください。

現在の肥料価格については、右下のグラフに示しておりますとおり、不安定な国際情勢の影響により高騰し続け、一時的に低下したものの、本年10月現在は、令和2年度と比べ140%と、依然として高止まりをしております。

そこで、耕種農家や堆肥散布事業者に対して、上段、左側の堆肥散布機械の導入や、右側にあ

ります栽培品目に対応した堆肥調整施設の整備により、堆肥散布ができない耕種農家への受委託等を進め、堆肥の利用面積を拡大してまいります。

事業期間は、今年度限りを予定しています。

○水野畜産振興課長 議案第1号についてでございます。

常任委員会資料の22ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで409万2,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、78億9,808万円となります。

内容について説明いたします。

23ページを御覧ください。

(事項) 畜産経営環境保全事業費の説明欄の1、「みやざき農水産業グリーン化推進事業」のうち、「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」409万2,000円でございます。

本事業は、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進を図るために要する経費を支援するものでございます。

今回、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用しまして、酪農経営において、バイオガスプラントの導入に伴う調査設計費の2分の1を支援するものであり、国庫補助決定に伴い、増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第33号についてでございます。

24ページを御覧ください。

補正予算額は、一般会計のみで7,141万8,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、79億6,949万8,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

ページ中ほどより少し下にあります、(事項) 飼料対策費の説明欄の1、「畜産経営飼料高騰対策支援事業」4,287万5,000円でございます。

本事業は、飼料費や燃料費等の生産コストの高止まりが続く中で、高品質な乾牧草の購入費の一部を支援することによりまして、県内酪農家の負担軽減を図るものであり、農場ごとの要望が当初の見込みを上回ったことから、増額をお願いするものでございます。

○城ヶ崎農村整備課長 常任委員会資料の32ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで31億7,586万1,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、164億9,502万5,000円となります。

主な内容につきまして御説明いたします。

33ページを御覧ください。

中ほどの(事項) 公共農村総合整備対策費において、中山間地域の農業生産基盤及び農村環境基盤の整備をするため、2億7,039万5,000円を計上しております。

34ページを御覧ください。

上から2段目の(事項) 公共土地改良事業費において、畑地かんがい設備などの整備をするため、18億285万円を計上しております。

下からの2段目の(事項) 公共農地防災事業費において、防災重点農業用ため池の改修などの費用として、10億8,729万4,000円を計上しております。

これらは、国の経済対策に伴う補正によるものであり、令和6年度実施予定事業を前倒しして国に要望しておりますので、早期執行に努めてまいりたいと考えております。

○馬場担い手農地対策課長 常任委員会資料の36ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで3,225万1,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、30億9,752万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

最後の(事項)盛土防災総合推進事業費の説明欄の1、「盛土防災総合推進事業」2,444万8,000円です。

これは、盛土規制法に基づき、既存盛土の基礎調査を実施するものであり、国の補正予算に伴い増額するものでございます。

○大村水産政策課長 常任委員会資料の40ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で3,875万2,000円をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄にありますとおり、17億7,719万5,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は19億9,337万3,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

41ページを御覧ください。

下から2つ目の(事項)地域漁業経営改革対策費の説明欄の1、「漁業経営セーフティーネット等対策緊急支援事業」でございませう。

詳細は、44ページで御説明いたします。

44ページを御覧ください。

補正予算額は2,559万9,000円で、補正後の予算額は3億194万7,000円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、燃油や養殖用飼料の価格高騰の影響を受ける漁業者の負担を軽減するため、国の「漁業経営セーフティーネット構築事業」の積立金相当額や養殖用飼料原魚の一部を支援するものでございませう。

事業の内容ですが、45ページを御覧ください。

上段の①の「燃油価格高騰対策緊急支援事業」及び②の「養殖用飼料価格高騰対策緊急支援事業」は、国のセーフティーネットの積立金の一部支援として、6月補正予算にて計上したものです。その不足分を追加させていただくものでございませう。

続きまして、下段の③の「養殖用飼料原魚価格高騰対策緊急支援事業」ですが、これは、国のセーフティーネットの対象にならない養殖用の餌にイワシなどの魚を使う養殖業者に対しまして、その価格上昇分の一部を支援するものでございませう。

これらにより漁業者の負担を軽減し、経営の維持を図ってまいりたいと考えております。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

○赤嶺漁業管理課長 常任委員会資料の46ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで7億934万円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、41億9,652万8,000円となります。

主な内容について説明いたします。

48ページを御覧ください。

1番目の(事項)水産基盤(漁港)整備事業費において、防波堤や岸壁の改良などを行うため、6億550万円を計上しております。

次の(事項)公共海岸保全漁港事業費において、漁港区域内の海岸に護岸などを整備するため、9,900万円を計上しております。

これらは、国の経済対策に伴う補正によるものであり、令和6年度実施予定事業を前倒しして国に要望しておりますので、早期執行に努めてまいりたいと考えております。

○小野漁港漁場整備室長 常任委員会資料の49

ページを御覧ください。

議案第9号「工事請負契約の変更について」
でございます。

これは、延岡市の北浦漁港に整備いたします、
衛生管理型荷さばき所建設主体工事の請負契約
の変更であります。当初契約につきましては、
令和5年6月定例会において議決をいただき
ておまして、現在、現場では基礎工事に着手し
ております。

1の事業概要であります。水産流通基盤整
備事業により衛生管理型荷さばき所整備に係る
建築工事、機械整備工事、電気設備工事を実施
することとし、全体事業費9億円であります。

右側の航空写真の黄色で着色している箇所が
建設地になります。

次に、2の本件の工事概要であります。衛
生管理型荷さばき所は、鉄筋コンクリート造（一
部鉄骨造）平屋建てで、延べ面積が1,976平方メ
ートルであります。

50ページを御覧ください。

左下の写真のとおり、現在、屋根のない岸壁
で行われている水揚げ作業等を、右上の断面図
のとおり、岸壁まで屋根を設けた荷さばき所を
整備することにより、水産物が水揚げされる時
点から衛生管理の強化を図ることとしておりま
す。

前のページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は7億103万円、変更契約の金額が7
億391万3,292円で、増額288万3,292円でありま
す。

契約の相手方は丸宮建設株式会社で、工期は
令和5年6月28日から令和7年2月16日までで
あります。

次に、4の変更理由であります。

これは、令和5年3月から適用された公共工
事設計労務単価等に係る特別措置による請負金
額の変更であります。

その内容について御説明いたします。

51ページを御覧ください。

今回の変更は、全国的な労務単価の上昇を考
慮したものであり、1に示しますとおり、本年
2月、国土交通省から発出された通知により、
技能労働者の適正な賃金水準の確保に向けた適
正価格による工事発注が求められておりますこ
とから、県におきましても、2に示すとおり、
令和5年3月から適用する公共工事設計労務単
価等についての運用に係る特例措置等について
を定め、受注者に通知したところです。

この特例措置の適用条件は、令和5年3月1
日以降に契約を行った工事等のうち、予定価格
の積算に当たって、令和5年2月28日以前の公
共工事設計労務単価等、いわゆる旧単価を適用
したものについて、受注者は請負代金額の変更
を請求することができるとなっております。

今回の工事は、下のフロー図の二重線囲みの
とおり、本契約日が令和5年6月28日であり、
予定価格の積算は旧単価を適用しており、今回、
受注者からの請求があったことから、特別措置
として、令和5年3月の新単価に置き換えて、
工事請負金額を変更するものであります。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしまし
た。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後0時56分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 常任委員会資料の19ページですけ

れども、堆肥の利用に必要な体制整備ということで、機械や施設の導入を行うようですが、どのくらいの機械や施設を見込んでいるのか、予算の積算を教えてください。

○蛭原農業普及技術課長 事業費の内訳については、堆肥散布機械の導入で15台を想定して、2,360万円、堆肥調整施設の導入で9施設を想定して、2,232万円、合計の4,592万円となっております。

○日高委員 どういうふうにして15台と9施設という数字が出てきたのでしょうか。

○蛭原農業普及技術課長 市町とか農林振興局を通しまして実施した、今年度までに整備したい農家の方の要望調査を基に算出しております。

○日高委員 堆肥の利用が今後注目されるのかなと思うんですけれども、私、国富町出身ですが、国富町は昭和60年に堆肥センターを建てたんです。国富町が画期的だったのは、生ごみも一緒に収集して堆肥と混ぜて堆肥化するというので、あのころは全国から相当数の視察がありました。ただ、それがだんだん廃れていって、堆肥からちょっと離れていったというのがあります。その中で今度は6次産業化とかそういった新しい農業の波が押し寄せてきて、堆肥がもう忘れ去られてしまいました。

国富町が宮崎市とは合併しなかったのも、国富町は農業について独自の方針を持っていたからだという経緯があるんです。農業では絶対負けないという町だったので、絶対合併をしないというのが一番の基本だったんです。

やはり土で生産性を上げることが、農業の一番の基本だということを堆肥と関わりながら続けてきたんですけれども、コロナ禍とかこういう世界的に不安定な状況になってきて、心配しているのは、肥料を売ろうとしている農業協同

組合と県との関係です。トップのほうではどういう話に持っていかれようとしているのか。イメージ的なものをお聞かせください。

○蛭原農業普及技術課長 トップの話については承知していませんけれども、農業協同組合の話が今出たかと思うんですが、農業協同組合のほうでも生産コストを抑えて農家が安定的な経営を続けることを、望んでいるところであります。

堆肥の関係で言いますと、例えば県産の堆肥、豚ふんとか鶏ふんをペレット状にした肥料、こういったものをJA宮崎経済連でもつくってありまして、そういったものをどういった品目に拡大していくのかとか、そういったところも農業協同組合の技術員とも話しながら、一緒に拡大を進めているところであります。ですので、堆肥を使って海外からの輸入に頼らない生産コストを抑える農業を営むというのは、JAグループにとっても同じ目標だと認識しております。

○日高委員 イメージ的な話で大変申し訳なかったんですが、今後、JAグループが全国でも先駆けて一つに統一されるとというのは、農業にとっても大きく方向性が変わってくるのかなと思うんです。JAグループ自体も、日本の農業をどうやって守っていくかをまた一から考え直すいい流れになってくるんじゃないかなと思っています。私たちもいろいろな形でJAグループとは勉強会とかもさせてもらっていますので、アフターコロナ、そしてウクライナ問題、こういった状況を踏まえて、改めて農業をやるほうのJAグループと、政策を展開する県のほう——一番は所得がどうすれば残るかということなので、そここのところを今までと変わった視点で農業協同組合としっかりとタイアップしていただくといいなと日ごろから思っていま

す。よろしく申し上げます。

○黒岩委員 この事業が令和5年度単年度事業であり、補正予算が今回成立して期間が非常に短いということもありますが、先ほどの農家戸数を大体把握されているところなんですけれども、予算が可決した後に一旦公募されるのか、それとも事前のヒアリング等であらかた絞っていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○蛭原農業普及技術課長 これにつきましては、予算が成立した後に、全体に対して事業の周知をしていきます。今回、単年度事業と説明しているんですけれども、同様の事業を昨年度にも実施しております、昨年度の「堆肥等利活用促進緊急体制事業」などを活用しまして、堆肥散布機が県内に合計23台、堆肥調整施設が4施設入っています。今年度前半は令和4年度の事業を繰り越した形で、引き続きやっております。今回、また新たにこの事業をお願いしているところです。

○黒岩委員 堆肥散布機械や堆肥調整施設の納品までの期間はこれで大丈夫でしょうか。

○蛭原農業普及技術課長 3月末までに実施ということになりますので、成立次第速やかに広くPRしていきたいと思えます。

○黒岩委員 最後に要望なんですけれども、国費が入りますから当然県は抜かりがないと思うんですが、事前着工であったりとか、期限内に事業が終わらないとか、そういうことがないようにしっかりと注意していただきたいと思えます。

○丸山委員 これまで耕畜連携は重要ですよという話をしながら、耕畜連携がなかなかできませんでしたが、成果指標が堆肥散布面積が200%ということで、本当に倍にできるのかをお伺いします。

○蛭原農業普及技術課長 ここに示しています成果指標につきましては、先ほど説明しました堆肥散布機を15戸、堆肥調整施設を9戸、合計24戸の農家で今回の事業に取り組むと想定したところです。その24戸について令和5年の現状の推計値を410ヘクタールとしまして、導入後、令和7年に散布面積が2倍の810ヘクタールに増えると想定しております。

令和5年の散布面積の現状値410ヘクタールにつきましては、先ほど説明しました昨年度の事業の取組農家における事業実施前の散布面積を参考に算定したところです。そして令和7年の計画の散布面積につきましては、昨年度に同様の事業を実施した農家の導入後の散布計画の面積を参考に算出したところで、これにつきましては、今回取り組んだ24戸を想定して数字を示させていただきます。

○丸山委員 ということは、全体の農地面積ではなくて、改めて導入したところがこれだけ増えますということなんですね。

○蛭原農業普及技術課長 そうです。

○丸山委員 そのような指標しか立てることができないのかもしれませんが。

有機肥料が高いから——特に宮崎県や鹿児島県は畜産地帯ですので、堆肥に転換していこうという話ですが、本来は、改めて導入したところだけの指標ではなく、今、全体でどれだけの散布面積があつて、全体でこれだけ増えていきますという目標を別個でもいいですから立てていただけるとありがたいのかなと思えました。

あと気になるのは、2分の1の補助ということなので、半分は自己負担があるということですが、今の畜産農家は非常に経営が厳しいものですから、本当に買える余力があるのかなと心配しているんです。この15台の機械や9施設の

導入ができますと言った農家の経営状態が本当に大丈夫なのかと思ったんですが、改めて確認させていただこうと思います。

○蛭原農業普及技術課長 一番初めの質問の中に、全体から比較して堆肥散布面積がどれくらい増加するのかという数字の示し方についてお話をあったかと思うんですが、これにつきましては、令和7年の820ヘクタールの圃場面積すべてを、例えば10アール当たり2.5トンの堆肥を散布したとして、より化学肥料を低減するため、そのうちの半分の圃場はプラス0.5トン、3割の圃場はプラス1トン、2割の圃場はプラス1.5トン多くまいたと想定しますと、全体で2.7万トンになりまして、県内年間堆肥生産量121万トンの大体2.2%に当たると考えています。

この事業については2分の1が確かに自己負担になります。昨年度の事業につきましては、2分の1補助で、上限が堆肥散布機で75万円までだったんですけれども、今回の事業につきましては、大型の機械については、上限を170万円としております。

確かに、農家の経営が厳しい中で投資をするのは大変かと思いますが、堆肥散布によって化学肥料を抑えて、その分の経費が抑えられることを考えますと、長い目で見れば効果が発揮できることを実感できるような形で、併せて経営指導もやっていきたいと考えています。

○丸山委員 言われたとおりだと思います。今、特に畜産農家は危機的状況と私は思っているものですから、今後この事業はいい方向に向かう事業だと思っておりますが、本当に投資ができるか、しっかり農家の実態を踏まえて支援していただければと思っております。

堆肥の121万トンのうちの2.2%しかこの事業でできないということでしたが、畜産農家と耕

種農家が連携して、県全体の堆肥散布量をどこまで増やしていくのかなども、今後お示しいただければと思っております。

○日高委員 25ページの(事項)飼料対策費4,287万5,000円ですが、もう1回、事業の内容を教えてくださいいただけますか。

○水野畜産振興課長 これにつきましては、酪農家が購入しております高品質な乾牧草が以前から比べると随分と高値で取引されており、その分経営を圧迫しているということで、その値上がり分の一部助成という形で6月の補正でお願いをしましたが、実際に農家の要望を伺ったところ、予定よりもかなりオーバーしたものですから、その分について今回増額をお願いしたいと思っております。

○日高委員 この良質な自給飼料というのは、何をもって良質ということになるんですか。

○水野畜産振興課長 説明不足で申し訳ございません。これは自給飼料ではなくて、アルファルファ——通常ルーサンと言いますが輸入物でございます。これは国内で取れるイタリアンライグラスとかからするとタンパク質が非常に多いものですから、酪農家で乳量と乳質を高めるために、この乾牧草を結構使ってもらえるということで、その上がった分の一部支援になります。

○日高委員 それは具体的に、例えば月額でどれぐらいの補助になるんですか。

○水野畜産振興課長 使う量が農家によって違いますので一概に言えないんですけれども、アルファルファにつきましては、価格高騰前の令和元年時にはキロあたり59円でした。これが昨年ではキロあたり94円ということで、35円上がっています。

この35円の4分の1を支援するというので、

酪農家の負担を支援する事業でございます。

○丸山委員 一番大きいのは濃厚飼料価格が下がらないということで、県からは濃厚飼料に対する基金で支援していただいたんですが、今回改めて国の物価高騰対策交付金のいろんなメニューも使えるんじゃないかなと思ったんです。例えば、あと100円追加して補助する事業ができると非常に良かったんじゃないかなと思っているんですが、それはできなくて、今、200円補助しているから、それで十分だったというふうになってしまったのは少し残念だなと思っているんです。もしそれが追加で補助できるとありがたいと思っているんですが、それは今どう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○水野畜産振興課長 配合飼料につきましては、全畜種が使うということで、非常に膨大な量が使われます。そういったことで、生産者の積立金の一部助成とか、先ほど言いました200円の補助でもかなりの金額で、配合飼料につきましては、緊急支援という形で随分と国のほうにも支援をいただいています。

県としましても今後の動きをしっかりと見ながらやっていきたいと思っていますし、九州管内の状況を見ましても、配合飼料に対する支援は大体横並びという形で、今させてもらっているところでございます。

○丸山委員 九州で横並びということはなんとなく分かるんですけども、今本当に経営が厳しいことを認識していただいて、もしチャンスがあればさらに様々な支援をしていただくようお願いいたします。

○黒岩委員 資料45ページの下段に国のセーフティーネットの事業対象外があつてこの部分を県が措置するとありますが、なぜ国はこの部分を対象外にしているのか教えてください。

○大村水産政策課長 国のセーフティーネット事業は燃油と養殖用の配合飼料が対象になっているんですけども、これはもともと燃料や配合飼料の大部分を国外からの輸入に頼っているということで、国外の外的要因による急激な価格高騰の緩和をするというものでして、養殖の餌に使う生魚は国内産ですので対象外になっているということが一つあるかと思います。

それともう一つ、生魚を餌に使うという場合、国内で捕れたものを使うわけですけども、多種多様なところから流通されていますので、価格の変動が統一的にモニタリングしにくいという要因もあるかと思います。つまり制度の構築が難しいといったこともあるかと思います。

○黒岩委員 了解しました。

○丸山委員 工事請負契約の変更について、大きな契約事案がほかにもある気がするんですが、ほかの契約物件は大丈夫ということでいいのでしょうか。

○小野漁港漁場整備室長 議会上程します案件は契約金額が5億円以上ということで、今回上げさせていただいております、今のところ農政水産部ではほかにそういう事案はないものと思っております。

○丸山委員 議会案件は分かるんですが、契約金額5億円以下のほかの工事でもしつかり特例措置による変更をしているのかを含めて確認したかったんです。

○小野漁港漁場整備室長 「漁港整備事業」で申しますと、発注自体は港湾事務所や串間土木事務所がやっているんですけども、当然これは受注者に特例措置について通知しまして、発注者と受注者で協議の上、変更設計の対応をしているところでございます。

○鳥浦農村計画課長 「農業農村整備事業」に

関しましては、同じように特例措置の対象となる事業がありますので、これについては適切に契約変更等を行っております。

○日高委員 北浦だけじゃなくて、例えば川南とか都農とかのほかの漁港にもこういう施設がもうできているんですか。北浦だけがこれだけ大きい規模でやられるということでしょうけれども、県内の漁港の荷さばき所の整備状況は、全体的にどうなのかを教えてください。

○赤嶺漁業管理課長 県内に5か所ある流通の拠点となっている主な荷さばき所をまず説明いたします。

北浦漁港は今回衛生管理に配慮した荷さばき所を整備します。島浦漁港は既に衛生管理に配慮した荷さばき所が整備済みです。それから、油津漁港、目井津漁港ですが、目井津漁港は荷さばき所が2か所ありますけれども、いずれも衛生管理に配慮した施設ができております。

北浦漁港の場合も既存の荷さばき施設がございますけれども、特にまき網漁船が大型化しているということで、今、さばききれない部分を野天で荷さばいている部分がございますから、新たな荷さばき所を整備いたしまして、衛生管理に考慮した荷さばきができるようにしております。

あと、川南漁港は生産拠点漁港という形になっておりますけれども、国のほうも漁港の衛生管理レベルを上げることを進めておりまして、チェックリストに沿ってチェックしていくんですけれども、川南漁港の場合、衛生管理型といわれる一步手前の基本的な衛生管理ができているというレベルの漁港施設という取扱いになっております。

○安田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料の52ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、1件の専決処分を行いましたので御報告いたします。

事案は公用車による交通事故1件でございます。令和5年4月4日、延岡市東本小路2番地1、延岡市役所外来駐車場におきまして、公用車の助手席にいた職員が降車するため扉を開けたところ、公用車の左隣に駐車していた相手方の左前方ドア付近に接触し損傷させたものでございます。原因は職員が十分な周囲の安全確認を怠ったことによるものでございます。損害賠償額は12万8,600円でございますけれども、県が加入する保険から全額支払われております。交通安全につきましても、機会があるごとに職員の意識高揚に努めておりますが再発防止に向けまして、今後とも一層の徹底を図られるよう厳しく指導してまいりたいと考えております。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありますか。

○黒岩委員 この事故の過失割合は10対ゼロなんでしょうか。

○原田農政企画課長 委員御指摘のとおり10対ゼロです。県側の100%過失になっております。

○黒岩委員 そうであれば、この過失割合を争うこともないわけですが、支払いまでに時間がかかっているのかなという感じがしております。

10月12日に専決ですから、11日まで議会をやっていた関係で、恐らく議会の会期中は専決しないというのがあると思うんですけれども、こう

いったものについては、相手方のことを考えてできるだけ迅速に執行していただきたいと思えます。これは要望でございます。

○原田農政企画課長 専決年月日が令和5年10月12日で、半年ぐらい後になっているわけなんですけれども、実際に手続としましては、事故が起きましたら警察と県の加入している保険会社に連絡をして、速やかに保険会社のほうで相手方と協議に入ります。その上で今回の場合につきましては、県側の過失100%ということで相手方と争うところがございますので、もう既に県側の保険で相手方に支払いが終わっております。県の最終的な額の確定が専決年月日ということになっているということでございます。処理については、できるだけ迅速に相手方に迷惑がかからないようにやっていきたいと思っております。

○安田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○坂元家畜防疫対策課長 常任会資料の53ページを御覧ください。

養豚農場における豚熱ワクチン接種等についてでございます。豚熱に関しましては、1のこれまでの経緯でお示ししているとおり、8月の佐賀県での発生を受け、ワクチン接種推奨地域への追加、ワクチン接種プログラムの承認、ワクチン接種命令の告示を経て、9月27日から熊本県、鹿児島県と同時にワクチン接種を開始いたしました。

続いて、2の初回接種の状況ですが、この間ワクチン接種実施者の養成を当初の予定より前倒しで進めるなどした結果、初回接種が必要な311農場の約72万頭全てに対し、11月30日まで

に家畜防疫員等によるワクチン接種や接種計画を策定した認定農場へのワクチンの交付を完了いたしました。なお、初回接種に係る手数料は免除としております。

最後に3の今後の対応ですが、まず、継続的な接種への移行として、この豚熱ワクチンは基本的に1回接種すれば免疫を獲得できますので、初回の全頭接種以降は農場で新たに生まれてくる子豚について継続的にワクチンを接種していく必要があります。

また、母豚などは肥育豚より長く飼い続けますので、補強的な接種として初回接種から6か月後に2回目、その1年後に3回目といった形で追加の接種を行ってまいります。さらに免疫付与状況確認検査としてワクチンの効果を確認するため、ワクチンを接種して40日経過した後に各農場においてワクチンを接種した豚の採血を行い、定期的に抗体検査を実施してまいります。その検査を12月中旬以降から開始予定であります。

なお、ワクチンを接種した豚のうち1割から2割は抗体を獲得できず、ワクチンのみでは豚熱の発生を完全に防ぐことは難しいとされており、農場や豚舎内へウイルスを持ち込まない対策の徹底が重要となります。このため家畜保健衛生所の職員が立入検査を実施し、防護柵や防鳥ネットの管理状況の確認や、長靴の履き替えについて重点的に指導することで、野生動物や人によるウイルスの持ち込みを防止するとともに、種豚などの導入の際には隔離や十分な健康観察を指導し、豚によるウイルスの持ち込みを防止することで、本県での豚熱の発生防止対策に万全を期してまいります。

○安田委員長 説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○丸山委員 鳥インフルエンザが九州内でも発生していきまして、日南市でも野鳥からウイルスが検出されたということで、非常に心配しております。養鶏業者にはしっかりと指導していただいていると思っているんですが、万全の体制を取れるようにお願いしたいと思っております。

○安田委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時35分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は午後1時からとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それではそのように決定いたします。

その他で、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 何もないようでありますので、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後1時36分散会

令和5年12月7日(木曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	安田厚生
副委員	長	松本哲也
委員		丸山裕次郎
委員		野崎幸士
委員		日高利夫
委員		本田利弘
委員		今村光雄
委員		黒岩保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	飯田貴久
総務課主任主事	森口浩司

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ないようでありますので、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、一括して採決を行い

ます。

議案第1号、議案第6号、議案第9号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第6号、議案第9号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時0分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産振興対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議ありませんので、この旨、

議長に申し出ることといたします。

次に、1月18日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月18日、閉会中の委員会につきましては、各課の報告を聞くことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 ないようでありますので、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時1分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 安 田 厚 生

